

報告第1号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成25年3月5日提出

天理市長 南 佳 策

専決第12号

専 決 処 分 書

平成24年11月26日午後8時頃天理市合場町331番地3先の市道23号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成24年12月27日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 7,298円

専決第1号

専 決 処 分 書

平成24年12月14日午前10時30分頃天理市役所期日前投票所（市役所1階131会議室）前で発生した転倒事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成25年1月7日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 2,780円

専決第2号

専 決 処 分 書

平成24年11月16日午後5時32分頃天理市丹波市町196番地1先の市道251号
線上で発生した車両接触による人身事故に関し、被害者との間に下記損害賠償
額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年
3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成25年2月4日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 106,374円